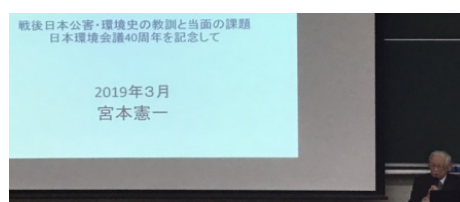


## フクシマ 8 年目の課題

写真は昨年 6 月 25 日に福島第一原発を視察したとき、事故現場をじっと見つめる宮本憲一先生ご夫妻。帰りの車中で、宮本先生は「原発が生きている。まだ危険きわまりない状況だ。廃炉に向けて、相当長い時間、技術が必要だろう。原発 4 基だけで、国土と多くの人の命を奪い、生活を破壊した」と感想を述べた。



2011 年 3 月の福島第一原発事故から 8 年が経つ。先日 3 月 2 日に開催された第 35 回日本環境会議 40 周年記念神戸大会で、宮本先生は「戦後日本公害・環境史の教訓と当面の課題」として記念講演した。先生の報告原稿のうち「フクシマ原発災害の被害救済と復興問題」を紹介する。



フクシマの原発災害はいまだに原因の究明と責任が法的に確定せず、放流水や除染問題にみるように初期の対策で行き詰まり、被害の救済は遅れている。原発災害を公害といわず、事故だという反論がある。しかし放射能による環境の破壊と健康への恐怖は明らかに公害である。足尾鉍毒事件と同じように住民が居住地を放棄して移転しなければならないというのは、重大な公害＝環境破壊である。

生物的・社会的弱者に被害が集中して、社会的救済が必要であり、不可逆的損失が生じ、予防が必要という公害の教訓はここで生きている。四大公害事件は健康被害が中心で、住民が汚染地から集団離脱することはなかった。また政府が汚染地の解除と住民の帰還を上からきめることもなかった。

フクシマの災害は地震・津波・原発災害と三重の被害が広域に生じていて、これまでにない新しい災害の理論と対策が必要である。被害者は居住地と自治体を失った。今裁判で焦点になっているふるさと喪失の救済問題は新しい課題である。四大公害事件では行政の責任と救済が不備あるいは無策であったので、民事裁判によって、企業の責任を明確にして、生命・健康の維持という人格権による救済を金銭で賠償させた。今回も行政の不備で民事裁判で救済を求めている。この勝訴を勝ち取らねばならない。

しかし汚染された住宅・居住地、田畑・牧場などの事業所、福祉・医療・教育施設とサービスなどの生活の再建、生態系の再生、社会資本・サービスの自治体の再建などの復興政策は民事裁判で解決できることではない。しかも今後被害地には自然災害や不況も襲ってくるであろう。政府はオリンピックを契機に復興政策をダウンしようとしているが、これは許してよいことではない。

フクシマの現状を正確に認識して被害者の生活再建を可能にする真の復興計画が市町村レベルから進められるような提言と声明を準備することが必要なのではないか。

(2019 年 3 月 11 日)